

令和4年5月23日

中核的労働要求事項に関する方針声明

本会は、国際労働機関（ILO）の中核的労働基準を遵守します。

1. 結社の自由及び団体交渉権の効果的な承認

職員の公正かつ公平な待遇を支援する一環として、結社の自由と団体交渉を支持します。

2. 児童労働の実効的な廃止

法令で定める雇用最低年齢に満たない児童を雇用致しません。

3. あらゆる形態の強制労働の禁止

いかなる就業形態においても、不当な労働を強制しません。

4. 雇用及び職業における差別の排除

いかなる差別やハラスメントを禁止し、職員の公平な待遇を支援いたします。

日本園芸農業協同組合連合会